

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）		
根拠条項	第3条第1項		
許可等の種類	宅地建物取引業の免許		
法令の定め	第3条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。		
審査基準	設定しない （設定しない理由） ・審査基準が法令の定めに尽くされているため		
標準処理期間	総期間	30日（注：休日は含まない。）	
	経由機関	－	
	協議機関	－	
	処分機関	（原則として、承認申請受付から）	
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm ）		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	
根拠条項	第3条第3項	
許認可等の種類	宅地建物取引業の免許の更新	
法令の定め	<p>第3条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。</p> <p>2 前項の免許の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き宅地建物取引業を営もうとする者は、免許の更新を受けなければならない。</p>	
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（設定しない理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準が法令の定めに尽くされているため 	
標準処理期間	<p>総期間 30日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 —</p> <p>協議機関 —</p> <p>処分機関 (原則として、承認申請受付から)</p>	
処分担当課	<p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：)</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)</p>	
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
根拠条項	第18条第1項
許認可等の種類	宅地建物取引士の登録
法令の定め	第18条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行った都道府県知事の登録を受けることができる。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。 1号～12号
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 30日(注:休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	
根拠条項	第19条の2	
許可等の種類	宅地建物取引士の登録の移転	
法令の定め	<p>第19条の2 第18条第1項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第68条第2項又は第4項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。</p> <p>（第18条第1項、第68条第2項、第4項）</p>	
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（設定しない理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準が法令の定めに尽くされているため 	
標準処理期間	<p>総期間</p> <p>経由機関</p> <p>協議機関</p> <p>処分機関</p>	<p>15日（注：休日は含まない。）</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>（原則として、承認申請受付から）</p>
処分担当課	<p>各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ）</p> <p>各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）</p>	
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm ）	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
根拠条項	第20条
許認可等の種類	宅地建物取引士の登録の変更
法令の定め	第20条 第18条第1項の登録を受けている者は、登録を受けている事項に変更があったときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。 (第18条第1項)
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 20日(注:休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 4 年 6 月 1 6 日作成)

法令名	宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）
根拠条項	第 2 2 条
許認可等の種類	申請に基づく登録の消除
法令の定め	第 2 2 条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、第 1 8 条第 1 項の登録を消除しなければならない。 一 本人から登録の消除の申請があったとき。 二 前条の規定による届出があったとき。 三 前条第 1 号の規定による届出がなくて同号に該当する事実が判明したとき。 四 第 1 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により試験の合格の決定を取り消されたとき。 (第 1 7 条第 1 項、第 2 項、第 1 8 条第 1 項、第 2 1 条)
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定め尽くされているため
標準処理期間	総期間 2 0 日（注：休日は含まない。） 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)	
根拠条項	第22条の2第1項	
許認可等の種類	宅地建物取引士証の交付	
法令の定め	第22条の2 第18条第1項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事に対し、宅地建物取引士証の交付を申請することができる。 (第18条第1項)	
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため	
標準処理期間	総期間 経由機関 協議機関 処分機関	20日(注:休日は含まない。) — — (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係	(電話番号:011-204-5575)
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
根拠条項	第22条の3
許認可等の種類	宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請
法令の定め	第22条の3 宅地建物取引士証の有効期間は、申請により更新する。 2 前条第2項本文の規定は取引士証の有効期間の更新を受けようとする者について、同条第3項の規定は更新後の取引士証の有効期間について準用する。 (第22条の2第2項、3項)
審査基準	設定しない (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 20日(注:休日は含まない。) 経由機関 - 協議機関 - 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導係 (電話番号:011-204-5575)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm)